

教材としてのスポーツ考

— その基本的枠組みに着目して —

杉 山 英 人

千葉大学・教育学部

Consideration of sports as teaching materials — Focusing on its fundamental ideas —

SUGIYAMA Hideto

Faculty of Education, Chiba University

本稿の目的は、体育の教材として自明視され、体育の主内容を構成しているスポーツについて、その教育的可能性に関する基本的枠組みの検討を通して、教材としてのスポーツを考察するための基本的論点を明確にすることを目的としている。スポーツが多様な教育的可能性を有するという基本的考えに基づき、スポーツは教材として設定されているが、スポーツの教育的可能性、即ち、スポーツと教育の関係性は固定的なものではなく、スポーツが実践される場において、即ち、スポーツと実践者および指導者の関係様態に基づいて肯定的にも否定的にも機能するものとなる。そのため、「教材としてのスポーツ」という論点は、体育授業における児童・生徒という実践者と指導者とスポーツの重層的・複合的關係性を問うことを通して、教育という視点からスポーツを問うとともに、スポーツという視点から体育を問う試みとなる。

The purpose of this paper is to clarify the fundamental viewpoints to consider sports as major teaching materials by analyzing their educational values presented in school curriculum. Educational values of sports, i.e., the relationship between sports and education are not fixed. Sports have both positive and negative influence on those involving in sports activity based on the complex relationship among sports, practitioner, instructor and environment. Therefore, this paper tries to consider sports from educational viewpoint, and physical education from viewpoint of sports by reconsidering relationship between sports and education.

キーワード：スポーツ (sport) 教育 (education) 教材化 (teaching materials)

1. はじめに

本稿は、体育の教材として自明視されているスポーツに焦点をあて、その基本的枠組みの検討を通して、教材としてのスポーツを考察するために求められる基本的論点を明確にすることを目的とする。これは、教材としてのスポーツの教育的価値を確定する試みではなく、スポーツと教育の關係性の再検討を通して、スポーツが教育の内容としてどのように機能する可能性を持つものであるのかを問うものであり、教材としてのスポーツを考察するための基礎作業となるとともに、教育という視点からスポーツを問うと同時に、スポーツという視点から体育を問うことにつながるものが期待されるものである¹⁾。

の学校体育においてスポーツが重視されていることの理由の一つとして、小学校・中学校・高等学校を通じた「豊かなスポーツライフ」という方向性があげられる²⁾。それはスポーツに教育的価値を見出しているからに他ならないが、このことを体育科／保健体育科の目標から確認すると、まず、小学校体育の目標は次のように設定されている。

心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる³⁾。

2. 教材としてのスポーツの現状

2-1. 教材としてのスポーツの方向性

スポーツは体育の教材として制度上確固たる地位を確立しており、学校体育が、スポーツ教材を通して、児童・生徒に多様なスポーツ活動の場を提供しているが、現在

そして、「この目標は、各部分の目標が相互に密接な関連を持ちつつ、体育科の究極的な目標である「楽しく明るい生活を営む態度を育てる」ことを目指すものである。」⁴⁾とされ、次のように解説されている。

「楽しく明るい生活を営む態度を育てる」とは、小学校教育における体育科の果たす究極的な目標である。生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践するため

連絡先著者：杉山英人 hidetohsk@faculty.chiba-u.jp

の資質や能力、健康で安全な生活を営む実践力及びたくましい心身を育てることによって、現在及び将来とも楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指しているものである⁵⁾。

「楽しく明るい生活を営む態度を育てる」という目標は体育という教科に限定されるものではなく、小学校教育全体に関わるものといえる。そのため、このことが「小学校教育における体育科の果たす究極的な目標である」ということは、体育という教科の独自な内容および目標(独自性・専門性)もこの全体目標の達成に貢献することでその機能を果たすことになるということを明示したものと見える。そのため、体育科の目標において相互の密接な関連性が指摘される「運動に親しむ資質や能力の育成」「健康の保持増進」「体力の向上」という「3つの具体的な目標」⁶⁾は、この「究極的な目標」に対して、体育という教科がどのように貢献するのかを具体的に示したものと見える。また、「3つの具体的な目標」が相互に密接に関連するということは、それぞれが独立して機能するものではなく、相互関連性において初めてその機能を有効に発揮することができるということを示しているといえる。さらに、この相互関連性は、「運動に親しむ資質や能力」を基点に成立していると捉えることができ、そして、この基本的枠組みは、小学校・中学校・高等学校通して一貫している。

この「運動に親しむ資質や能力」は、「生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践するための資質や能力」と説明されているように、運動やスポーツを指向するものではあるが、身体を動かすことそれ自体に親しむことを重視したものとして捉えることができる。この点を各学年の目標において確認すると、「第1学年及び第2学年の目標」では、「(1) 簡単なきまりや活動を工夫して各種の運動を楽しくできるようにするとともに、その基本的な動きを身に付け、体力を養う。」⁷⁾ことがあげられ、「楽しくできるようにする」ということについては、次のように解説されている。

「楽しくできるようにする」は、教科の目標に示している「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てる」を踏まえたねらいであり、児童にとって易しい運動遊びを通して運動の楽しさを味わわせることを目指し、生涯にわたって運動に親しみ、運動を実践していくための基礎的・基本的な資質や能力を育てることにつながっているものである⁸⁾。

また、「第3学年及び第4学年の目標」の最初にも、「(1) 活動を工夫して各種の運動を楽しくできるようにするとともに、その基本的な動きや技能を身に付け、体力を養う。」⁹⁾ことがあげられ、「楽しくできるようにする」ということについては、同様の解説がなされている。

「楽しくできるようにする」は、教科の目標に示している「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てる」を踏まえたねらいであり、各種の運動を力いっぱい行うことによって運動の楽しさを味わわせ、

生涯にわたって運動に親しみ、運動を実践していくための基礎的・基本的な資質や能力を育てることにつながることを示している¹⁰⁾。

「第5学年及び第6学年の目標」の最初も、「(1) 活動を工夫して各種の運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、その特性に応じた基本的な技能を身に付け、体力を高める。」¹¹⁾ことがあげられている。「楽しさや喜びを味わうことができるようにする」ということについては、「教科の目標に示している「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てる」を踏まえたもの」であることが一貫しているが、「このねらいは、中学年の「楽しくできるようにする」をやや程度を高め、運動の楽しさや喜びをより一層深めることに重点を置いている。」¹²⁾ことが特質として指摘されている。ここでの「運動の楽しさや喜びをより一層深める」ということは、「その〔各種の運動の〕特性に応じた基本的な技能を身に付け」(〔 〕内引用者)ることにより達成されると見える。つまり、「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てる」ために、「各種運動の特性」に触れるとともに、そのための「基本的な技能」を身につけることで、身体を動かすことの「楽しさや喜び」の質を深めることが目指されているといえる。そして、このことが「豊かなスポーツライフ」の方向性につながるものといえる。

次に、中学校について確認すると、中学校保健体育科の目標は、次のように設定されている。

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる¹³⁾。

中学校の保健体育科の目標においても、「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成」「健康の保持増進のための実践力の育成」「体力の向上」という「三つの具体的な目標が相互に密接に関連している」ことが示されている¹⁴⁾。そしてここでも、「この目標は保健体育科の究極的な目標である「明るく豊かな生活を営む態度を育てる」ことを目指すものである。」¹⁵⁾とされ、次のように解説されている。

「明るく豊かな生活を営む態度を育てる」とは、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力、健康で安全な生活を営むための思考力・判断力などの資質や能力としての実践力及び健やかな心身を育てることによって、現在及び将来の生活を健康で活力に満ちた明るく豊かなものにするという教科の究極の目標を示したものである¹⁶⁾。

「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力」については、「生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力」と説明されているように、「豊かなスポーツライフ」の方向性が明示されたものとなっている。

この点を、「特に小学校高学年との接続を重視」した「第1学年及び第2学年の体育分野の目標」について確認すると、最初に「(1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、知識や技能を身に付け、運動を豊かに実践することができるようにする。」¹⁷⁾ことが設定されており、「運動の楽しさや喜びを味わう」ことが、「運動を豊かに実践する」ことになるということが目指されているといえる。そして、「運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにする」ということについては、次のように解説されている。

「運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにする」とは、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、運動を楽しんだり、その運動のもつ特性や魅力に触れたりすることが大切であることを示したものである¹⁸⁾。

ここには、小学校の「第5学年及び第6学年の目標」における特徴として指摘できる「各種運動の特性」がより明確に示され、「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力」が「それぞれの運動が有する特性や魅力」に触れることを通して、「運動の楽しさや喜び」を味わい、「運動を豊かに実践する」こととして捉えられているといえる。そしてそれが「豊かなスポーツライフ」の実現につながるものとされているといえる。

また、「(3) 運動における競争や協同の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たすなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最前を尽くして運動をする態度を育てる。」¹⁹⁾という目標も、「生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎をはぐくむ視点から、第1学年及び第2学年の段階では、競争や協同を通してはぐくむ情意面から見た運動への愛好的態度として、「自己の最善を尽くして運動をする態度」を育成することを目指したもの」²⁰⁾として設定されている。そして、「運動における競争や協同の経験を通して」ということについては、「体育の学習が技能の獲得のみにとどまらず、社会生活における望ましい態度や行動にもつながることを示している」ことが指摘されている²¹⁾。ここには、「運動の楽しさや喜びを味わうことができる」ということ基盤とした「豊かなスポーツライフ」に必要な不可欠な態度（精神性）が指摘されているといえる。そして、このことは、スポーツの文化性に触れることにより期待される人格形成に関わるとともに、「2-2. 教材としてのスポーツの文化性」において検討する、中学校の「H 体育理論」の「3 文化としてのスポーツの意義」²²⁾および、高等学校の「H 体育理論」の「1 スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴」の「ウ オリンピックムーブメントとドーピング」²³⁾の問題意識につながるものといえる。

さらに、この点を「高等学校への接続を重視」²⁴⁾した「第3学年の体育分野の目標」においてみると、「第1学年及び第2学年」と同様、まず、「(1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わうとともに、知識や技能を高め、生涯にわたって運動を豊かに実

践することができるようにする。」²⁵⁾ことが設定されている。「第1学年及び第2学年」との相違は、「知識や技能を身に付け」が、「知識や技能を高め」となっている点である。この点について確認すると、「この目標は、生徒が運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わうとともに、これまで学習した知識や技能を高め、義務教育の修了段階において、生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにすることを目指したものである。」²⁶⁾とされている。

「これまで学習した知識や技能を高め、義務教育の修了段階において、生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにすることを目指したものである」ということについては、「高等学校との発達の段階のまとまりを踏まえて」、具体的に次のように解説されている。

高等学校との発達の段階のまとまりを踏まえて、少なくとも一つの運動やスポーツに親しむことができるようにすることを旨とし、第3学年では、自己に適した運動の経験を通して、義務教育の修了段階においての「生涯にわたって運動を豊かに実践する」ための基礎となる知識や技能を身に付け、選択した運動種目等での運動実践を深めることができるようにすることを示している²⁷⁾。

運動実践に関わる知識や技能は、「選択した運動種目等での運動実践を深める」ため、つまり、「生涯にわたって運動を豊かに実践する」ためであり、そしてそれは、「少なくとも一つの運動やスポーツに親しむことができるようにする」ことを実現するものとして機能することが目指されているといえる。従って、「豊かなスポーツライフ」とは、基本的に「少なくとも一つの運動やスポーツに親しむことができる」ようになるということができる。また、「(3) 運動における競争や協同の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画するなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保して、生涯にわたって運動に親しむ態度を育てる。」²⁸⁾についても、「第1学年及び第2学年」同様、「生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎をはぐくむ視点」²⁹⁾から提示されたものとなっている。

次に、高等学校保健体育科の目標について確認すると、次のように設定されている。

心とからだを一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる³⁰⁾。

「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てる」(小学校体育科)、「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てる」(中学校保健体育科)が、高等学校においては、「生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる」になり、「豊かなスポーツライフ」が目標として明示されている。そのため、「相

互に密接に関連している」ことが指摘される「三つの具体的な目標」も、「生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力」「健康の保持増進のための実践力の育成」「体力の向上」³¹⁾となっている。そして、「この目標は、……、「明るく豊かな生活を営む態度を育てる」ことを目指した中学校保健体育科の基礎の上に、高度な普通教育としての保健体育科の究極的な目標である「明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる」ことを目指すものである。」³²⁾とされ、次のように解説されている。

「明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる」とは、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための資質や能力、健康の保持増進の実践力及び健やかな心身を育てることによって、生きがいをもち、現在及び将来の生活を健康で活力に満ちた明るく豊かなものにするという教科の究極目標を示したものである³³⁾。

このように、「豊かなスポーツライフ」が目標として重視されていることから、「必修」の「体育理論」の内容として、「3 豊かなスポーツライフの設計の仕方」³⁴⁾が位置づけられている。

また、「豊かなスポーツライフ」が目標として提示されるのは、高等学校の保健体育科においてであるが、小学校体育科及び中学校保健体育科の目標における「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力」についても、それぞれ、「生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践するための資質や能力」(小学校)、「生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力」(中学校)と解説されているように、運動実践に関わる知識や技能が「豊かなスポーツライフ」を指向していることは一貫している。先に、小学校体育科の目標において、「相互に密接な関連性にあるこれら「3つの具体的な目標」は、それぞれが独立して機能するものではなく、「運動に親しむ資質や能力」を基点に成立していると捉えることができる。」と指摘したが、その意味では、学校体育においては、「豊かなスポーツライフ」を実現するための資質や能力を身に付けていくことが、「楽しく明るい生活を営む態度を育てる」(小学校)「明るく豊かな生活を営む態度を育てる」(中学校)「明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる」(高等学校)という「究極的な目標」の達成のための重要な要因として機能するものと理解できる。

「生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力」については、「それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、その楽しさや喜びを深く味わおうとする」³⁵⁾ことがまず指摘されていることから、「豊かなスポーツライフ」も「それぞれの運動が有する特性や魅力」に触れることで、「その楽しさや喜びを深く味わおうとする」ことがその基盤になることが示されているといえる。この意味で、「3つの具体的な目標」の基点としての「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力」／「生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力」は、その根底に各種運動の特性や魅力に触れることで得られる楽しさや喜びがあるといえる。このことは、

小学校体育科の「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てる」ということについての解説においても、そのためには、「運動の楽しさや喜びを味わう」ことが指摘されており³⁶⁾、また、中学校保健体育科の「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力」についての解説においても、「運動の楽しさや喜びを味わえるような基礎的な運動の技能や知識を確実に身に付ける」³⁷⁾ことが指摘されており、一貫している。

これまでみてきたように、「教材としてのスポーツ」は、個人の適性に応じて、各種運動が有する特性や魅力に触れることで「運動の楽しさや喜び」を味わうという「豊かなスポーツライフ」を指向したものとして位置づいているといえる。そして、このことは、生涯にわたって身体を動かすことの楽しさや喜びの一つの実践形態と捉えることができる³⁸⁾。

2-2. 教材としてのスポーツの文化性

ところで、「各種運動が有する特性や魅力に触れる」ということは、その運動形式が有する文化性に触れることを意味するといえるが、このことは、スポーツ実践が、これまでみてきた「3つの具体的な目標」のもとでそれぞれなされたとしても、そこでは無意識のうちにその文化を実践していることになる。そしてここにスポーツの教育的可能性が深く関わるといえる。

なおここで、「文化としてのスポーツ」あるいは「スポーツ文化」という用語について確認しておく、これらの用語は同義反復であるが、スポーツが単に身体活動として機能するだけではなく、文化としての重要な機能を有していることを強調したものとして理解できる。しかし、このことは、スポーツが文化として社会的に十分認識されていないという基本認識が前提となっているといえる。そして、これは、一般的な用語法とも深く関わる。新聞欄には「スポーツ欄」と「文化欄」があり、祝日として「体育の日」と「文化の日」があり、「文化庁」に対して、2015年10月1日に「スポーツ庁」が発足した。同様のことが学校教育においてもみられる。中学校・高等学校の『学習指導要領』の「総則」において「学校教育の一環」として明確に位置づけられている「部活動」についても、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、……」³⁹⁾と記載されている。これらの事例から受け取る一般的イメージは、スポーツは文化一般とは異質な領域といえる。また、「文化人」といった場合、スポーツ以外の文化領域に携わる者という印象を受けるであろう。

その一方で、スポーツに対するこのような扱いは、ある意味では、スポーツが文化一般とは別に、特権的に取りあげられていると捉えることも可能である。新聞についていえば、毎日特定の文化領域が複数ページで掲載されるというのはスポーツ以外では見当たらない。もちろん、「スポーツ欄」の内容をどのように評価するのかということは別の問題である。「スポーツ欄」においては、試合の内容・結果についての解説が主となるが、それは、読者がそこに何を求めているのかということの現れと捉えることもできる。このことは、欲望の対象としてのスポーツという視点の重要性を示唆している。この意味で

は、「文化としてのスポーツ」という視点は、「スポーツ欄」に「文化欄」のような批評という視点を要請するものと捉えることも可能である。

スポーツに対する表象という点においても、アンビバレントなイメージが一般的に喚起されている。例えば、ワールドカップの日本代表メンバーの決定を受けてそのメンバー一覧が写真付きで新聞の一面に掲載されるなど⁴⁰⁾、スポーツ関連のニュースがメディアにおいてトップニュース扱いされることもある。一方で、「スポーツ新聞」という領域も確立している。主要な「スポーツ新聞」は数種類あるが、そこから、いわゆるスポーツの文化性をイメージすることは困難であろう。そうすると、このような状況から、現代社会において、スポーツという文化は、どのような表象として現代人に機能しているのかということは、スポーツという文化を考察する上で重要な論点となる。

スポーツの文化性については、中学校保健体育科の「体育理論」において、「第3学年」において「文化としてのスポーツの意義」が取りあげられている⁴¹⁾。その内容は、「ア 現代生活におけるスポーツの文化的意義」、「イ 国際的なスポーツ大会などが果たす文化的な意義や役割」、「ウ 人々を結び付けるスポーツの文化的な働き」により構成されている⁴²⁾。これを受けて、高等学校の「体育理論」においては、入学年次に、「1 スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴」が取り上げられており、その内容は、「ア スポーツの歴史的発展と変容」、「イ スポーツの技術、戦術、ルールの変化」、「ウ オリンピックムーブメントとドーピング」、「エ スポーツの経済的効果とスポーツ産業」から構成されている⁴³⁾。これら4つは、スポーツという文化の存在様態を考える上での必要な視点として提示されているのであるが、重要なのは、これらは相互に関連しているということである。そのため、それぞれの視点からスポーツを個別に考察し、(現代)スポーツの文化的特性の諸側面を理解することも重要ではあるが、(現代)スポーツの文化的特性を理解するためには、個別的視点からの考察を統合していく必要がある。つまり、重要なことは、(現代)スポーツの文化的特性を総合的に理解することであり、個別的視点はそのために導き出されたものといえる。そうすると、スポーツという文化を総合的に理解するために不可欠な個別的視点からの考察をどのように統合していくのかということが、重要な課題として提示されることになる。そのためには、それぞれの個別課題の考察が、必然的に他の課題の考察を要請し、その関連の中で初めてその個別課題の理解が深まるとともに、その課題を基点にスポーツの総合的考察および理解につながるような教材化(授業構成)が求められるといえる。つまり、これらの個別的視点は、スポーツという文化を総合的に考察するための基点として機能することで有効となるといえる。

この点について、具体的内容に沿ってしてみると、中学校の「ア 現代社会におけるスポーツの文化的意義」の内実については、「生きがいのある豊かな人生を送るために必要な健やかな心身、豊かな交流や伸びやかな自己開発の機会を提供する」⁴⁴⁾ということが説明されている。ここでの注意点は、他の文化領域に強い関心を有し、

スポーツに対して特段の興味を抱いていない生徒は、「現代社会におけるスポーツの文化的意義」に対しても、「イ 国際的なスポーツ大会などが果たす文化的役割」⁴⁵⁾に対しても、強い関心を持つことは期待できない。そのような場合、スポーツとどのような関係性の構築が可能となるのかということが課題として提示されることになるが、「現代社会におけるスポーツの文化的意義」や「スポーツには民族や国、人種や性、障害の有無、年齢や地域、風土といった違いを超えて人々を結び付ける文化的な働きがある」⁴⁶⁾と捉えられている、「ウ 人々を結び付けるスポーツの文化的な働き」についての具体例に基づく考察にその可能性を指摘できる。このように、中学校においても、それぞれの個別視点からの「文化としてのスポーツの意義」の理解は、総合関連性においてより深まるといえる。

「イ 国際的なスポーツ大会などが果たす文化的役割」については、「オリンピック競技大会や国際的なスポーツ大会などは、世界中の人々にスポーツのもつ教育的な意義や倫理的な価値を伝えたり、人々の相互理解を深めたりすることで、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしている」ということ、そしてこのことは、「メディアの発達」により「一層大きくなっている」ことが説明されている⁴⁷⁾。この点については、オリンピック・パラリンピックの存在様態および、ドーピング問題からこの点をどう考えていくのかということが重要な「文化としてのスポーツ」の教材ということができる。そのため、先に確認したように、高等学校においては、「ウ オリンピックムーブメントとドーピング」が明確に位置づけられているのである。

また、「メディア」についていえば、中学校の「体育理論」の「第1学年及び第2学年」の「1 運動やスポーツの多様性」において「(1) イ 運動やスポーツには、行うこと、見ること、支えることなどの多様なかわり方があること。」即ち、「する、みる、支える」⁴⁸⁾ことがあげられている。スポーツの「みる」という側面については、「運動やスポーツには、直接「行うこと」、テレビなどのメディアや競技場での観戦を通して、これらを「見ること」、……」⁴⁹⁾とされており、ここに「みる」という行為／体験における質的相違の重要性を指摘できる。これは、「スペクテイタースポーツ」という論点に関わるものであるが、「文化としてのスポーツ」という視点からは、スポーツという文化に触れる一つの典型的形態としての「みる」という体験における質的相違により、それがどのような影響を与えるのかということは重要な論点として考えられる。この点については、多木の「消費とエクスタシー」⁵⁰⁾という視点が有効になる。そこでは、「消費」と「蕩尽」から、スポーツを「観る」ことの質的相違が明確に論じられている。なお、「消費」の問題は、インターネットが普及し始めた頃にも指摘されたものであり、これは「情報」と「知識」の質的相違とも関わる問題といえる⁵¹⁾。

この「みる」と直接的に関わるものが「メディア」である。「メディア」を通した「みる」は、「みる」側の主体的行為というよりも、メディアからの情報の受け取りということになる。つまり、「みる」というスポーツの

関わり方も多様性を有するということであり、そしてその質的相違が、みる側にとってのスポーツの存在様態を規定することにもなる。

ひとつはメディアによってスペクタクルとして受けとることである。それは消費行動になる。メディアはスポーツを記号化し、観戦者はそのなかに没入することはないが、その記号を自分の都合で利用することができる。これはとくにテレビの場合に著しい。それは直接の体験ではないばかりではない。いつでもリプレイでき、画像を止めることも、そこに動きの説明を書き込みこともできるからであった。……スポーツは日常生活のなかに同化してしまうのであり、スポーツがわれわれを日常から逸脱させることはない。われわれはスポーツのみならず、スポーツする身体も消費しているのである⁵²⁾。

メディアを通した「みる」ということが、「消費」という経験となることは、そこでは、「スポーツをメディアが構成する言説として受けとる」⁵³⁾ことになるからである。つまり、そこでは、カメラワークという「イメージ言説のモード」⁵⁴⁾を免れない。この点については、「メディアスポーツ」という研究領域もあり、「メディア」を通した「みる」という行為／体験の内省が重要な課題として提示されることになる。なお、ここでの注意点は、「マラソンはテレビによってはじめて消費されうるゲームとなったのである。」⁵⁵⁾という指摘である。他のゲームと違い、マラソンの場合は、メディアを通して初めてその全体像を「みる」ことが可能となっている。そうすると、直接経験としてゲームの一部を「みる」ことと、メディアを通した「みる」ことは、マラソンというスポーツの文化の特性に触れるという点ではどのような相違があるのかということも課題となる。

スポーツという文化を総合的に理解する際の重要な論点である「メディア」は、高等学校においてより明確にとりあげられている。それは、高等学校の「体育理論」の「1 スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴」の中の「イ スポーツの技術、戦術、ルールの変化」においてみることができる。

スポーツの技術や戦術、ルールは、用具や用品、施設などの改良によって変わり続けていること、特に現代では、テレビやインターネットなどのメディアの発達などによっても影響を受けていることを理解できるようにする。

その際、用具等の改良やメディアの発達は、記録の向上を促したり、人々にとってスポーツをより身近なものにしたりする反面、ルールを変えたりスポーツの商品化を促したりするとともに、時には、スポーツそのものを歪める可能性があることについても触れるようにする⁵⁶⁾。

なお、このメディアの影響は、「エ スポーツの経済的効果とスポーツ産業」⁵⁷⁾とも大きく関係する。つまり、「メディアの発達」の影響が多方面にわたり、そして観戦者

の欲望を刺激し続けることで、「スポーツ産業」が発達し、「スポーツの経済的効果」を促進し、その結果、「スポーツの商品化」が極限状態にまで押し進められ、「スポーツそのものを歪める可能性がある」ということである。ここに、現代におけるスポーツの存在様態、即ち、スポーツと人との関わり様の様態に対する危機意識と問いの重要性を指摘できる。それが、「ウ オリンピックムーブメントとドーピング」につながることになる。ここで重要となるのは、メディアの問題点を指摘することだけではなく、メディアが有する問題は現代社会および現代人に特有の心性を反映している可能性を問うことである。このことが、多木のいう「方法としてのスポーツ」であり、「スポーツを考える」ことに他ならない⁵⁸⁾。

「ウ オリンピックムーブメントとドーピング」では、「中学校で「国際的なスポーツ大会などが果たす文化的役割」を学習していることを踏まえ、オリンピックムーブメントとドーピングに重点を置いて取り扱うようにする。」⁵⁹⁾ことが求められている。「現代のスポーツは、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしており、その代表的なものにオリンピックムーブメントがあること、オリンピックムーブメントは、オリンピック競技大会を通じて、人々の友好を深め世界の平和に貢献しようとするものである」⁶⁰⁾と捉えられていることから、中学校においても、「イ 国際的なスポーツ大会などが果たす文化的役割」において、オリンピック競技大会が取りあげられている。そのオリンピック競技大会やオリンピックムーブメントとドーピングの関連が現代スポーツを考察する上で重要な視点として提示されていることは、現代スポーツに対する最大の危機感の現れといえる。

先に確認したように、高等学校の「体育理論」においては、入学年次においてまず、「1 スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴」を学ぶことになっており、そしてその最初に、「スポーツの歴史的発展と変容」が取りあげられている。この「スポーツの歴史的発展と変容」については、表面的に捉えられると、単なるスポーツの変遷に関する情報ということになってしまうが、そうではなくて、ここで重要となるのは、スポーツを考える上で必然的に要請される歴史的視点・考察ということである。「スポーツの文化的特性」、特に「現代のスポーツの特徴」を考える場合、これまでみてきたように、現代スポーツが抱える「ドーピング」に象徴される様々な問題が重要な課題として提示される。それらの問題に対しては、その対策・解決策が重要な課題となるが、その前提として、「現在なぜこのような問題が生じているのか」、「この問題の原因はどこに求められるのか」、「その背景には何があるのか」、「この問題の本質はどこにあるのか」、「問題解決のためにはどのような視点から考察していけばよいのか」等の問いが提起されることになる。つまり、より重要なことは、その根本的解決のための問いの設定といえる。

このような問いは、スポーツと社会の関わりへの問いであり、そしてそれはスポーツと社会の関わりの変遷への問いとなる。そのため、「スポーツの歴史的発展と変容」は、スポーツと社会の関わりの変遷から、それぞれの時代および社会の特質を反映したスポーツの存在様態

が生成されていく過程を考察する視点といえる。従って、「スポーツの歴史的発展と変容」の考察は、単に「スポーツの文化的特性」や「現代のスポーツの特徴」の歴史的背景に関する知識の理解・習得ではなく、必然的に、「スポーツの文化的特性」や「現代のスポーツの特徴」の考察に直接関わることになるのである。この意味で歴史的視点および考察は、スポーツという文化の総合的理解のための前提条件ということもできる。このことを明確に提示したものが、先の多木の『スポーツを考える』である。スポーツの歴史的変遷（「近代スポーツ・オリンピックの成立」→「スポーツのアメリカナイゼーション（大衆化）」→「女性の登場」）をたどることで、それぞれの段階でのスポーツの特質を明らかにし、そこから社会（およびその成員）の特質を浮き彫りにしていくという「方法としてのスポーツ」という方法論は、スポーツの歴史的考察の一つのモデルを形成しているといえる。

ドーピング問題についていえば、競技という領域に特有の問題として現象するものではあるが、それをスポーツの一つの形態である競技という領域に限定した問題と捉えることは、現代スポーツが異常な状態にあるという傍観者的認識につながる。しかし、ドーピング問題は、単に選手の個人的資質の問題ではない。「なぜ選手はドーピングに関わるのか」という問いは、必然的に、「その背景には何があるのか」という問いを提起する。そして、そこから派生する問いとしては、行き過ぎた「勝利／記録」の追求があり、その理由としては、それが莫大な収入と世界的な「名声」をもたらす等があげられることになる。しかし、これらはスポーツ内部に限定した問題ではなく、それらを可能とする社会状況の問題といえる。そこには、精密機器の発達により初めて可能となるような極限的な「差異化」、あるいは人間の能力の限界を超えるような「記録の向上」という達成を望むという「みる」側の欲望の存在がある。そしてその欲望は、「メディア」による際限がないと思われる程の拡大があるといえる。

このようにスポーツを文化として考察することは、スポーツの総合的理解に留まらず、自分たちが生きている現代社会、即ち、自分自身の内面にある無意識の欲望を考察することになるといえる。ここに、スポーツを基点とした思考の重要性を指摘できる。

3. 教材としてのスポーツの社会的背景

スポーツの教育的可能性については、「体育理論」における「1 運動やスポーツの多様性」、「2 運動やスポーツが心身の発達に与える効果と安全」、「3 文化としてのスポーツの意義」（中学校）⁶¹⁾、「1 スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴」、「2 運動やスポーツの効果的な学習の仕方」、「3 豊かなスポーツライフの設計の仕方」（高等学校）⁶²⁾において、基本的視点が具体的に提示されている。そのため、体育授業においては、これらの視点から教育的配慮がなされたスポーツ実践により、意図した教育的効果が得られることが期待されている。ここに、教材研究の重要性を指摘できる。

ところで、スポーツ教材は体育授業において限定的に機能するものではない。体育教師は体育授業の実践者と

運動部活動の顧問というスポーツ指導の二重性を有しており、また、部活動は学習指導要領の「総則」において、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること」⁶³⁾が求められていることから、体育授業におけるスポーツ教材は、学校教育内における運動部活動という競技スポーツの影響を必然的に受けるとともに、それとの関係性を考慮した指導が求められることになる⁶⁴⁾。また、「学習したことを実生活、実社会において生かすこと」が重視されているように⁶⁵⁾、体育授業は必然的に社会との関わりが前提されているといえる。長年そのあり方が問われてきた運動部活動については、最近も『教育という病い』の著者である教育社会学者の内田良が積極的に発信しており⁶⁶⁾、社会的関心が高まっている。そこでは、単に指導方法といった問題だけではなく、教員の負担についても取りあげられている。仮に、過剰な負担となっていた場合、それは教育課程の指導に影響を与えることになる。そのため、「学校教育の一環」についての共通理解の確立が求められるといえる。

ここでは、運動部活動とも関わる競技指向の子どものスポーツの指導を巡る問題状況を確認することで、「教材としてのスポーツ」および、それに直接関わる教師のスポーツ観を考えるための基本的問題を浮き彫りにしていく。運動部活動も学校外のスポーツ活動もその種目を専門的に追求する者が参加するものであり、それ以外の児童・生徒には直接的には関わらないものといえる。それにも関わらず、それが重要となるのは、体育授業における児童・生徒とスポーツの関係性には、児童・生徒間の関係性、即ち、競技指向のスポーツとの特別な関係性を有している児童・生徒とそれ以外の者との関係性が深く関わることになるからである。体育授業に対する否定的印象が生ずる場合、それは、スポーツそれ自体というよりも、体育授業において生成される場の雰囲気によるものが大きいと考えられ⁶⁷⁾、その大きな要因の一つがこの児童・生徒間の関係性ということができるからである⁶⁸⁾。そうすると、児童・生徒とスポーツの関係性も重層的なものとなり、従って、教師と児童・生徒の関係性も、その内実はスポーツを通じた児童・生徒間の関係性に規定されることになる。そのため、子どものスポーツの存在様態は教材としてのスポーツを考察する際の重要な要因となる。

少年スポーツを巡る問題状況を積極的に報告し、そこから子どもとスポーツの本来あるべき関係性を提言しているのが永井洋一である。永井は、問題状況に対して象徴的表現を用いて報告しているが、それは、スポーツの否定的イメージの固定化ではなく、スポーツの有する可能性を追求する際の阻害要因を明確化するためのものと捉えることができる。永井の少年スポーツの現状に対する基本認識は、「スポーツは「良い子」を育てるか」⁶⁹⁾という問いに集約されている。その問題点を、「大人が勝利するための手段を徹底して「教え込む」」ことから、「調教スポーツ」⁷⁰⁾とよんでいる。つまり、少年スポーツをめぐる問題の原因を少年スポーツが実践される環境に求めている⁷¹⁾。

これに対しては、「勝利至上主義」の弊害という批判が通常なされることになるのであるが、ここでの注意点

は、競技指向のスポーツは、「勝利」を目的としてなされるものであり、また、それにより他では得られない経験、即ち、(教育的)可能性を有するということである。そのため、「勝利」を追求すること自体が問題なのではなく、指導者が自分が関与している限りでの、即ち、その場の「勝利」を目指すところに問題の本質があるといえる。少年スポーツはあくまでも育成過程といえ、最終的な「勝利」に向けた準備過程といえる。従って、指導者の実績は、その場での勝利ではなく、その後、指導した子ども達(選手)がどのような可能性を開花させたのかということになる。従って、ここでの論点は、「勝利をどのように捉えているのか」ということであり、それは必然的に、指導者としてどのような役割を果たすことが求められているのか、という指導者自身の認識ということになる。そしてこれは、指導者の評価(基準)の問題、即ち、指導者を含めた子どものスポーツを巡る社会状況の問題とも関わることになる。つまり、これまでも確認してきたように、指導者の問題は、単に指導者の資質の問題に限定されるものではなく、そこに現代社会および現代人の特質の一端が象徴的に現象していると捉えることで、その本質が明確になるといえる。

このような、少年スポーツをめぐる状況も、体育会系の体質といわれる閉鎖的状況も、そこに特有の問題ではあるが、その原因を内部にのみ求めていては問題解決には至らない。そのような問題解決のためには、その発生の背景への考察が求められる。このことは、スポーツの文化的特性に基づく学びの場としての重要性を浮かび上がらせる。

……「自分の頭で考える」ということは、スポーツを楽しむためのもっとも重要な要素です。プレーの瞬間ごとに、自分の考え、判断を体の動きで表現できる醍醐味こそ、スポーツの持つ魅力そのものだからです。また、「今、自分は何をなすべきか」ということを常に適切に判断し、実行に移すことをスポーツを通して繰り返すことで、スポーツを離れた実生活においても、自分の行動を状況に応じて適切に処する力が醸成されていくのだと思います⁷²⁾。

このようなスポーツ本来の魅力に触れることができれば、体育会系体質という閉鎖的心性が醸成されることはないはずである。そのためにも、スポーツが実践される場が重要となるのである。

スポーツは本来、自主、自律を育てるものです。……ですから、スポーツを行う以上、プレー面ではもちろんのこと、人間としても常に的確に自己コントロールできる存在であることが求められてしかるべきです。そのために指導者は、選手に対して、判断させ、迷わせ、選択させ、決断させ、検証・反省させる、という機会を多く与えていく必要があります⁷³⁾。

重要なことは、スポーツの実践者である子ども、そしてその親と指導者にとっての次のような基本的な問いである。「なぜ自分はスポーツをするのか」、「スポーツを

通して何を学んでいるのか」、「なぜ子どもにスポーツをやらせたいのか」、「スポーツ指導で子どもに何を学んで欲しいのか」、「そのための指導はどうあるべきなのか」

まとめ：スポーツにおける関係性という視点

学校体育におけるスポーツの教育的可能性は、固定的なものとして捉えられるのではなく、あくまでも児童・生徒という実践者とスポーツの関わり方により生成するものと捉えることができる。その関わり方を規定するのがスポーツの「教材化」であり、スポーツという教材に基づき授業を実践する教師という指導者の存在様態といえる。そのため、「教材としてのスポーツ」という論点には、児童・生徒とスポーツの関係性に基づく教育的可能性を規定する教師の存在様態への問いが含まれている。その際、重要となるのが、学校教育におけるスポーツのもう一つの存在形態であり、学校における教師とスポーツの関係性を規定する要因となる「運動部活動」である。体育教師の存在様態としては、授業の実践者と課外活動としての運動部活動の顧問という二重性を有している。もちろん、授業実践者と運動部活動の顧問とは、その役割は異質であることから、それぞれの立場でスポーツとの関係性が構築されることになる。しかし、部活動は、「学校教育の一環」と明確に位置づけられ、そして、「教育課程との関連」を図ることが留意されており、学校教育においてそれぞれ異質の存在様態であるスポーツの間には教育的関係性の構築が求められている。

スポーツの教育的可能性もいうまでもなく、「教材としてのスポーツ」と「競技指向のスポーツ」とでは、その存在様態が異なる以上、その内実は異質なものである。スポーツの競技性について、永井は次のように指摘している。

スポーツはルールで行動が規制される中、勝敗を競い、相手を打ち負かすために全力を傾ける活動です。その中で、時に体をぶつけ合い、また、相手の弱点を執拗に攻めることもあります。格闘技のように殴り合うことさえあります。日常生活の中では何ら恨み、憎しみのない他人に対して、スポーツを行う間は「敵」という意識を持って闘わねばなりません。スポーツは、ルール遵守という大原則の中で、ある意味言えば極めて非人間的な、モラルに反する行動をとるものと考えられます⁷⁴⁾。

そして、「ルール遵守」については、「[ルールに触れなければよい]という意識を子どもたちのスポーツでも日常化していくなら、そこで育った子どもたちは社会に出ても「法に触れなければよい」というモラルを形成してしまうのではないだろうか。」⁷⁵⁾という問題を指摘している。このことから、スポーツの「教材化」においては、「学校教育の一環」としての運動部活動と体育授業の関係性が重要な論点となることが理解できる⁷⁶⁾。

更に、「教材としてのスポーツ」を考える前提として、教師とスポーツの関係性、そしてその根底にある、それまでの競技経験を含めたスポーツとの関わりにより形成

される教師のスポーツ観が重要な論点として提示されることになる。保健体育の教員希望において、運動部活動の指導がその大きな理由となる場合、そこには自身の経験に基づく「学校教育の一環」としての運動部活動の教育可能性への信奉があると考えられる⁷⁷⁾。ここでの論点は、保健体育教師の「専門性」となる。これについても、既に論じているが⁷⁸⁾、ここで確認すると、保健体育教師は、体育授業と運動部活動に関わる二重の「専門性」を有する存在であるが、体育授業を専門とする教師としての「専門性」がその基盤にあり、それにより「専門職」として存在しているはずである。この「専門性」に基づいた上で、「学校教育の一環」としての運動部活動の顧問として当該種目の専門性を発揮することになるのであり、その逆ではないはずである。この点については、次のような問題意識が重要となる。

たとえば、どれだけの体育科の教員が、本来の“教科としての体育科”の指導に熱心をもって教員になるのでしょうか。多くの体育科の教員が、部活動の監督になることを第一目的にしているのではないでしょう⁷⁹⁾。

「専門性」という視点から見れば、両者は明確に区分されることになる。しかし、運動部活動の顧問は純粋なコーチとして機能しているのかということについていえば、教師が担当している以上、そこには教師としての存在が影響を与えるはずである。つまり、運動部活動という競技スポーツの指導という「専門性」が、「学校教育の一環」として教師に担われるというところに、学校外の競技スポーツ活動との質的相違を求めることも可能である。その場合、純粋なコーチと教師という立場での顧問の間にはどのような質的相違があるのか、ということは重要な論点となる。本来であれば、それまでに形成された個人的なスポーツ経験に基づくスポーツ観が、教育という枠組みにおける多様なスポーツ指導経験により変容し、教育的視点からの新たなスポーツ観が生成されていくことが期待されるといえる。ここに、保健体育教員の「専門性」が深く関わるといえる。このことは、運動部活動の外部指導者とも関わることである。

ここに、教師とスポーツの複合的・重層的関係性を指摘できる。つまり、教師とスポーツの関係性の基盤にその教師の経験に基づく競技指向性がある場合、教師とスポーツ教材との関係性は、教師と競技の関係性およびそれに基づく教師と運動部活動の関係性という重層的関係性に規定されることになる。このように、体育授業における教師の関わりは、教師とスポーツの重層的関係性に規定され、それに基づき、教師は児童・生徒および児童・生徒とスポーツの関係性に関わることになる。この意味において、教師の関わりは重層的・複合的に機能するといえる。さらに、児童・生徒とスポーツの関係性も、スポーツを介した児童・生徒間の関係性が存在しており、重層的なものとなる。そのため、「教材としてのスポーツ」という論点は、「スポーツが教材としてどのような可能性を有するのか」ということよりも、「児童・生徒はスポーツとどのような関係性を構築しているのか」、そして、「ス

ポーツの関わりから何を学んでいるのか」ということ、つまり、「スポーツを教材とした授業実践は、どのような経験を生成する場（学びの場）であるのか」ということを問うものであるとともに、教師とスポーツの関係性を問うものでもある。さらにこの問いは、「どのようにスポーツとの新たな関係性が生成していく可能性があるのか」という問いにつながるものといえる。このことは、「教材としてのスポーツ」は、教師や児童・生徒のスポーツ観を再構成する契機として機能するという役割を有する可能性を示唆している。この意味で、「教材としてのスポーツ」は、スポーツの教育的（不）可能性を論ずるための基本的論点として機能するといえる。

注および引用・参考文献

- 1) 本稿は、杉山英人（2016）「体育論構築のための予備的考察：基本的論点の確認」『千葉大学教育学部研究紀要』64の「3. 運動（実践）」（pp.277-281）と関連する。そこでは、体育の内容としての「運動（実践）」を考える際の基本的論点を論じる中で、スポーツと教育の関係性を考える際の基本的論点についても触れている。本稿は、特に教材という視点から学校教育におけるスポーツの基本枠組みについて考察することで、上記の議論を深めるための基礎作業となる。
- 2) 文部科学省（2008）『小学校学習指導要領解説：体育編』東洋館出版社、p.3；文部科学省（2008）『中学校学習指導要領：保健体育編』東山書房、p.3；文部科学省（2009）『高等学校学習指導要領解説：保健体育編・体育編』東山書房、p.3.
- 3) 『小学校学習指導要領解説：体育編』、p.9.
- 4) 同上書、p.9.
- 5) 同上書、pp.10-11.
- 6) 同上書、p.9.
- 7) 同上書、p.22.
- 8) 同上書、p.22.
- 9) 同上書、p.38.
- 10) 同上書、p.38.
- 11) 同上書、p.60.
- 12) 同上書、p.60.
- 13) 『中学校学習指導要領：保健体育編』、p.15.
- 14) 同上書、p.15.
- 15) 同上書、p.15.
- 16) 同上書、p.17.
- 17) 同上書、p.18.
- 18) 同上書、p.18.
- 19) 同上書、p.19.
- 20) 同上書、p.20.
- 21) 同上書、p.20. なお、この点に関しては、「自己の最善を尽くして運動」した結果に対する態度（認識）が重要となる。そしてそれは、技能差と公平性という論点にも関わることになる。
- 22) 同上書、pp.137-139.
- 23) 『高等学校学習指導要領解説：保健体育編・体育編』、p.97.
- 24) 『中学校学習指導要領：保健体育編』、p.21.
- 25) 同上書、p.21.

- 26) 同上書, p.21.
- 27) 同上書, p.22.
- 28) 同上書, p.22.
- 29) 同上書, p.22.
- 30) 『高等学校学習指導要領解説:保健体育編・体育編』, p.11.
- 31) 同上書, p.11.
- 32) 同上書, p.11.
- 33) 同上書, p.12.
- 34) 同上書, pp.99-101.
- 35) 同上書, p.12.
- 36) 『小学校学習指導要領解説:体育編』, p.10.
- 37) 『中学校学習指導要領:保健体育編』, p.16.
- 38) なお、ここでの注意点は、各種の運動領域は、「少なくとも一つの運動やスポーツに親しむことができるようにする」ことのためのみに位置づいているわけではないということである。それは、例えば、短距離走、ハードル走、器械運動が、一般的に「生涯スポーツ」として機能することはないことから理解できる。
- 39) 『中学校学習指導要領:保健体育編』, p.182; 『高等学校学習指導要領解説:保健体育編・体育編』, p.193.
- 40) 『読売新聞』(朝刊:2014年5月13日)
- 41) なお、ここでのスポーツは、「体づくり運動、ダンスや野外活動などを含む広義のスポーツ」と捉えられている。『中学校学習指導要領:保健体育編』, p.138.
- 42) 同上書, p.138.
- 43) 『高等学校学習指導要領解説:保健体育編・体育編』, pp.96-97.
- 44) 『中学校学習指導要領:保健体育編』, p.138.
- 45) 同上書, pp.138-139.
- 46) 同上書, p.139.
- 47) 同上書, pp.138-139.
- 48) 同上書, p.134.
- 49) 同上書, p.135.
- 50) 多木浩二(1995)『スポーツを考える:身体・資本・ナショナリズム』(ちくま新書) pp.194-200.
- 51) この点については、杉山英人(1999)「身体教育の射程」『千葉体育学研究』23参照。
- 52) 多木『スポーツを考える』, pp.195-196.
- 53) 同上書, pp.196.
- 54) 同上書, pp.196.
- 55) 同上書, pp.196.
- 56) 『高等学校学習指導要領解説:保健体育編・体育編』, p.97.
- 57) 同上書, p.97.
- 58) 多木『スポーツを考える』, 「序章 方法としてのスポーツ」.
- 59) 『高等学校学習指導要領解説:保健体育編・体育編』, p.97.
- 60) 同上書, p.97.
- 61) 『中学校学習指導要領:保健体育編』, pp.134-139.
- 62) 『高等学校学習指導要領解説:保健体育編・体育編』, pp.96-101.
- 63) 『中学校学習指導要領:保健体育編』, pp.182; 『高等学校学習指導要領解説:保健体育編・体育編』, p.193.
- 64) もちろん、課外活動としてのスポーツのあり方は、運動部活動に代表されるような競技指向に限定されるものではないが、ここでは現在の典型的状況に即して論じている。
- 65) 『小学校学習指導要領解説:体育編』, p.3; 『中学校学習指導要領:保健体育編』, p.3; 『高等学校学習指導要領解説:保健体育編・体育編』, p.3.
- 66) 内田良(2015)『教育という病:子どもと先生を苦しめる「教育リスク」』光文社新書, 特に「第3章 運動部活動における「体罰」と「事故」:スポーツ指導のあり方を問う」「第4章 部活動顧問の過重負担:教員のQOLを考える」;「学校リスク研究所」(<http://www.dadala.net> 2016/9/27);「部活動リスク研究所」(<http://www.rirerx.org> 2016/9/27)「リスク・レポート:事故・事件を科学する」(YAHOO!JAPANニュース:<http://bylines.news.yahoo.co.jp/ryouchida/> 2016/9/27) 参照。
- 67) この点については、杉山「体育論構築のための予備的考察:基本的論点の確認」, p.283参照。
- 68) この点は、次のような状況と密接に関わる。「スポーツはスポーツの世界の大人によって、「できる、できない」「上手い、下手」「速い、遅い」「強い、弱い」の二分法で子どもを選別していく世界になっています。」(永井洋一(2007)『少年スポーツ ダメな指導者 バカな親』合同出版, p.181)「特にスポーツでは勝者、強者こそ優越した存在という価値観が前面に押し出されます。そのため少年スポーツではエース格、中心選手がプレー中のみならず、普段の生活でも横暴な振る舞いをしてしまう例が少なくありません。」(永井洋一(2013)『少年スポーツ ダメな大人が子供をつぶす!』朝日新書, p.22)。
- 69) 永井洋一(2004)『スポーツは「良い子」を育てるか』生活人新書.
- 70) 同上書, p.196. この点については、次のようにも表現されている。「習い上手」(永井『少年スポーツ ダメな指導者 バカな親』, p.156), 「ある種の受動的的精神」(永井『少年スポーツ ダメな大人が子供をつぶす!』, p.143), 「みんなで我慢」(永井『少年スポーツ ダメな大人が子供をつぶす!』, pp.144-148.).
- 71) 永井は、このような状況を次のように象徴的に表現している。永井『少年スポーツ ダメな指導者 バカな親』;永井『少年スポーツ ダメな大人が子供をつぶす!』. なお、この点は、「日本的スポーツ環境」という論点と関わるものといえる。中村敏雄(1995)『日本のスポーツ環境批判』大修館書店.
- 72) 永井『少年スポーツ ダメな指導者 バカな親』, p.105.
- 73) 同上書, p.89.
- 74) 永井洋一(2010)『賢いスポーツ少年を育てる:みずから考え行動できる子にするスポーツ教育』大修館書店, p.90.
- 75) 同上書, p.92.
- 76) 学校教育における体育授業と運動部活動の関係性については、杉山「体育論構築のための予備的考察:基本的論点の確認」, pp.280-281参照。
- 77) 岩波書店編集部編(2009)『部活魂!』岩波ジュニア新書参照。
- 78) 杉山英人(2007)「体育教員養成の基本的論点について」(日本体育学会第57回大会専門分科会シンポジウムA報告「保健体育教員養成の今後を考える(2):

(保健) 体育教員養成の理念と哲学」)『体育哲学研究』37, pp.116-117および, 杉山「体育論構築のための予備的考察: 基本的論点の確認」参照。

- 79) 永井『少年スポーツ ダメな指導者 バカな親』, p.72. 運動部活動については, 次のような指摘もある。「学校の部活動が選手養成機関となっている日本のスポーツ界では, 中学校あたりから, 部活動がしばし

ばフルタイムの職業のようになってしまっている。高校になると, 全国優勝を目指すレベルの学校では, 一年中, 監督が選手の時間を管理していることは珍しくない。……自宅で勉強する時間を取ることができない生活を, 一年中強いることが許されているのである。」(小川勝 (2016)『東京オリンピック:「問題」の核心は何か』集英社新書, p.44.)。